

2 最近の取引妨害事件

件名 審決（命令）年月日	内容
平成 27 年（措）第 4 号 岡山県北生コンクリート協 同組合に対する件 平成 27 年 2 月 27 日	取引先が生コンを非組合員から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を現金による定価販売とする旨を決定し、取引先に対してその旨を告知することにより、取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている。
平成 23 年（措）第 4 号 (株)ディー・エヌ・エーに 対する件 平成 23 年 6 月 9 日	特定ソーシャルゲーム提供事業者に対し、GREE（グリーン(株)の運営する携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスをいう。）を通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせることにより、自社と競争関係にあるグリーン(株)と特定ソーシャルゲーム提供事業者とのソーシャルゲームに係る取引を不当に妨害していた。
平成 15 年（判）第 39 号 (株)第一興商に対する件 平成 21 年 2 月 16 日	子会社 2 社をして、これら 2 社の管理楽曲の使用を自社の競争業者に対して承諾しないようにさせ、その旨又は当該競争業者の通信カラオケ機器ではこれらの管理楽曲が使えなくなる旨を卸売業者等に告知することにより、競争業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害していた。
平成 16 年（勧）第 1 号 東急パーキングシステムズ (株)に対する件 平成 16 年 4 月 12 日	東急車輛製造製の機械式駐車装置の保守業を営む他の独立系保守業者に対し ① 保守用部品につき、在庫を有し、遅滞なく出荷できるにもかかわらず、出荷時期を遅らせる ② 合理的理由なく、自社又は東急車輛製造(株)が保守契約を締結している駐車装置管理業者、所有者等向けの販売価格を著しく上回る価格で販売し、又は部品メーカー等に新たに製造を委託する場合の最低発注可能数量を単位として販売することにより、独立系保守業者と同駐車装置の管理業者、所有者等との保守業務の取引を不当に妨害していた。
平成 15 年（勧）第 27 号 ヨネックス(株)に対する件 平成 15 年 11 月 27 日	自社が製造販売するバドミントン用水鳥シャトルの取引に当たり、取引先小売業者が輸入販売業者の水鳥シャトルを取り扱っている場合等において、輸入販売業者が販売する水鳥シャトルに対抗するために発売した商品を生産しない旨示唆して取引先小売業者が輸入販売業者の水鳥シャトルを取り扱わないようにさせるなどして、輸入販売業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害していた。

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔排除措置〕

第七条 （略）

- ② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第二十条 （略）

- ② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（競争者に対する取引妨害）

- 14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。